

労働・助成金情報 特急便

第 128 号 (2023 年 9 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

FAX : 092-409-9258

すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がされ、地域別最低賃金の改定額と発効予定年月日の状況が明らかになりました。

今回は 47 都道府県で、39 円～47 円の引き上げとなり、全国加重平均額は 1,004 円です。昨年度との差額は 43 円になります。昭和 53 年度に目安制度が始まって以降の最高額となっています。

地域別最低賃金の大幅な引き上げの影響か、令和 5 年 8 月 31 日から「業務改善助成金」の制度が拡充されています。令和 5 年の地域別最低賃金額と中小企業を対象とする「業務改善助成金」と拡充内容について紹介します。

【地域別最低賃金 答申状況】

都道府県名	改定額	改定前	発効予定年月日
福岡	941 円	900 円	令和 5 年 10 月 6 日
佐賀	900 円	853 円	令和 5 年 10 月 14 日
長崎	898 円	853 円	令和 5 年 10 月 13 日
熊本	898 円	853 円	令和 5 年 10 月 8 日

発効予定日までに、従業員の賃金が最低賃金額以上になっているか確認が必要です。

地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、50 万円以下の罰則が定められています。

【最低賃金の計算に含まれない賃金】

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当（一律で支給する通勤手当や家族手当は最低賃金の計算に含まれます）

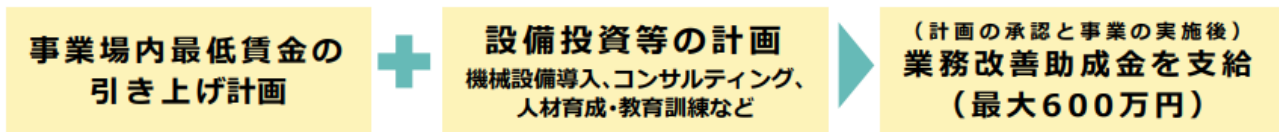
【最低賃金の計算方法】

- ・ 時間給制の場合・・・時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ・ 日給制の場合・・・日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- ・ 月給制の場合・・・月給 \div 1 箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

【業務改善助成金】

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者等に生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業業内最低賃金を一定額（各コースに定める

金額) 以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。



【申請要件】

- 事業所内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内 ← 拡充ポイント①
- 解雇、賃金引き下げなど不交付事由がないこと ← 30 円以内から 50 円以内 にアップ

【助成金額】

生産性向上の設備投資等にかかった費用に一定の助成率を掛けた金額と助成上限額を比較し、いずれか低い方の金額になります。

助成率 引き上げ前の事業場内最低賃金によってかわります。		助成上限額 最低は 30 万円、最高は 600 万円です。						
<table border="1"><tr><td>900円未満</td><td>9/10</td></tr><tr><td>900円以上 950円未満</td><td>4/5 (9/10)</td></tr><tr><td>950円以上</td><td>3/4 (4/5)</td></tr></table>	900円未満	9/10	900円以上 950円未満	4/5 (9/10)	950円以上	3/4 (4/5)	← 拡充ポイント② 差額幅が大きくなったことにより変更	以下の条件で変動します。 ・事業場内最低賃金の引き上げ額 ・引き上げる労働者数 ・事業場規模 30 人以上、30 人未満 詳しくは、業務改善助成金拡充リーフレットなどでご確認ください。
900円未満	9/10							
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)							
950円以上	3/4 (4/5)							
() 内は生産性要件を満たした事業場の場合								

拡充ポイント③

2023 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までに賃金引き上げを実施していれば賃金引き上げ計画の提出は不要になりました。対象は、事業場規模 50 人未満のみ。

賃金引上げ結果・事業実施計画 (設備投資等の計画) は必要です。

【助成対象経費 (生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等)】

設備投資	管理システム・給与システム・会計、仕入、販売システム・顧客管理システム・POSレジシステムなど
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しなど
その他	店舗改装など

【注意事項】

- 事業完了の期限は、2024 年 2 月 28 日です。
- 予算の範囲内での交付のため、申請期間内に募集を終了する場合があります。